平成２５年（フ）第７９８号
千葉県市原市君塚５丁目26番地６　プリミエール君塚Ｂ―201
債務者　上圷　秀明
1　決定年月日時　平成25年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第８１３号
千葉県船橋市前貝塚町1015番地19ツインヴィレッジＭＯＲＩＴＡ103号
債務者　宮部　浩二
1　決定年月日時　平成25年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第８１４号
千葉県船橋市前貝塚町1015番地19ツインヴィレッジＭＯＲＩＴＡ103号
債務者　宮部きぬ子
1　決定年月日時　平成25年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第８２２号
千葉県市川市稲荷木１丁目23番２号
債務者　阿部千鶴子
1　決定年月日時　平成25年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第８４２号
千葉市中央区浜野町533番地58　ＦＥＬＩＺ201号
債務者　坂本　友美（旧姓小松崎）
1　決定年月日時　平成25年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第８５４号
千葉県船橋市前原西６丁目１番35―402号
債務者　伊藤百合子
1　決定年月日時　平成25年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１９７号
長崎県長崎市風頭町16番13号
債務者　川島　秀樹
1　決定年月日時　平成25年10月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３７３号
仙台市太白区中田７丁目６番１―502号
債務者　伊藤　喜一
1　決定年月日時　平成25年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第５３２号
仙台市若林区遠見塚東14番24―202号
債務者　近藤　邦彦
1　決定年月日時　平成25年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第１１１号
秋田市外旭川八柳２丁目５番52号　アベニューハウス208
債務者　豊嶋祥伸こと　豊嶋　祥伸
1　決定年月日時　平成25年10月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１１２号
秋田市外旭川八柳２丁目５番52号　アベニューハウス208
債務者　豊嶋喜美子
1　決定年月日時　平成25年10月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第８号
福島県相馬市石上字箒平245番地
債務者　鈴木　重則
1　決定年月日時　平成25年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで福島地方裁判所相馬支部

平成２５年（フ）第２２号
福島県西白河郡泉崎村大字関和久字八雲神社38番地１
債務者　嶋村　智子（旧姓国井）
1　決定年月日時　平成25年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで福島地方裁判所白河支部破産係

平成２５年（フ）第５５号
茨城県鹿嶋市大字平井1128番地198
債務者　吉川　　徹
1　決定年月日時　平成25年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで水戸地方裁判所麻生支部

平成２５年（フ）第８９号
群馬県みどり市笠懸町鹿4535番地５　カーサー・アンジェロＢ棟101号
債務者　森下　　満
1　決定年月日時　平成25年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで前橋地方裁判所桐生支部

平成２５年（フ）第９０号
群馬県みどり市笠懸町鹿4535番地５　カーサー・アンジェロＢ棟101号
債務者　森下三津江
1　決定年月日時　平成25年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで前橋地方裁判所桐生支部

平成２５年（フ）第７８３号
千葉県船橋市二宮１丁目47番13号
債務者　近藤　篤延
1　決定年月日時　平成25年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係